

第九回国会 地方行政委員会 議録 第二号

昭和二十五年十一月二十五日(土曜日)
午前十四時四十九分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君
理事 河原伊三郎君 理事 野村專太郎君
理事 龍野喜一郎君 理事 藤田 義光君
理事 門司 亮君

生田 和平君 大泉 寛三君
門脇勝太郎君 川本 末治君
清水 逸平君 塚田十一郎君
中島 守利君 橋本登美三郎君
吉田吉太郎君 鈴木 幹雄君
床次 徳二君 山手 満男君
大矢 省三君 久保田鶴松君
立花 敏男君 木村 榮君
大石ヨシエ君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清豪君

出席政府委員

地方財政委員 野村 秀雄君
地方自治政務次官 小野 哲君
地方自治庁次長 鈴木 俊一君
委員外の出席者

總理府事務官 荻田 保君
(地方財政委員 会事務局長)
専門員 有松 昇君
専門員 長橋 茂男君

本日の会議に付した事件

地方公務員法案(内閣提出第一号)

○前尾委員長 これより会議を開きます。

地方公務員法案を議題として質疑に入ります。まず本日は總括的に質疑を

していただきたいと思ひます。塚田十郎君。

○塚田委員 実は地方公務員法の審議をいたします前に、これと密接な関係にある、若干一般的なお尋ねをいたしたいと思ひます。この問題の詳細は、予算委員会においてお尋ねすべき性質のものかもしませんが、法案の審議に重大なる関係がありますので、一般的、原則的なものだけをお尋ねしたいと思ひます。最初に、先般地方財政委員会から、委員長の名をもつて政府に意見書が出ているように、私も承知して居るのでありますが、野村委員長が幸ひ御出席されておりますので、委員長から先般お出しになった意見書のごくいつまんだ概要をお聞かせ願ひたい、こういうふうな思ひであります。

○野村政府委員 私、地方財政委員会の野村と申す者であります。ただいまの御質問に対して、一通りお答え申し上げたいと思ひます。

地方財政委員会におきましては、昭和二十五年年度補正予算編成に際しまして、地方財政委員会の見るところによりまして、地方財政としては、これだけの平衡交付金並びに地方債の増額を政府にいたしていただきたいというところを要望いたしました。そうしてそれに基づいて意見書を提出いたしましたのであります。最初政府へ意見書を提出いたしましたときには、政府においては国家公務員の給与問題に關しまして、公務員全体に年末一箇月の給与をなすと

いう建前で、予算が編成せられるというところであつたために、財政委員会といたしましては、年末給与約九十億を要求する必要があると思ひまして、年末給与一箇月分として九十億、公務員の給与ベース引上げのために約四十億、また平衡交付金の総額が決定した後に、法令の発布または改正等による財政需要の増額約十六億、また補正予算の実施に伴う地方財源の必要とするものを約十九億、合計百七十億を必要とすると思ひまして、これだけの平衡交付金の増額を要求いたすことになつてしまつたが、地方財政の方面においてもなおできるだけ整理節約をしなければならぬ、こういう建前から、その事務費として約四十億を節約する建前をとりまして、平衡交付金においては結局局において百三十億の増額を要求すること、政府の方に意見書として提出いたしましたのであります。しかるところ政府においては、国家公務員は半箇月の年末給与をなすというに決定いたしましたのでありますために、自然その額を前の意見書より減する必要があると思ひまして、昨日政府に對しあらためて意見書を出し、この意見書を政府を通じて国会に提出することを要求いたしましたのであります。

今その内容を申し上げますならば、地方公務員の給与ベース改訂、年末手当の支給、及び教職員の待遇改善のために八十八億、本年度地方財政平衡交付金増額決定後、法令の制定改正等による財政需要の増加額を十六億、その他政府の補正予算に伴う地方財源所要額十九億、合計百二十三億でありまして、このうち四十億は、先ほど申したように、地方団体そのものが事務費を整理節約いたしまして、四十億を捻出して、結局財源の増加所要額は八十三億と相なるのであります。この額をぜひこの際地方財政の現状から見ても必要と認めまして、この意見書を国会へ提出いたした希望、国会の公正な御判断と御決定を希望いたす次第であります。意見書提出の概要は、右申したところであります。

○塚田委員 ただいま御説明になりました数字について、何か資料をお持ちであるならば、委員各位の手元までちようだいできれば、非常に仕合せだと思ひます。

○立花委員 意見書を私たちはもちつていないのですか。

○秋田説明員 意見書は、今朝内閣を通じまして、国会に提出するように、内閣側にお願ひしてございまして、後刻資料については各位に配付されるものだと考えております。

○塚田委員 それでは後ほどちようだいすることにして、ただいま御説明の数字を基礎として、いろいろお尋ねしたいと思ひます。まず第一にお尋ねしたいのは、ただいま御説明になりました不足額の中で、一番大きなものは給与関係のものであるように承知するのであります。そこで私どもが考えますのは、こういうくあい手当を出すと、ベースを引上げる場合に、その財源を平衡交付金に求めるといふ考え方が誤つてゐるのじやないか。と申しますのは、地方自治の確立されなければ、地方財政が独立しておらなければならぬことは申すまでもないのであります。従つてもしもこういう状態が生じて、給与の引上げとか、手当の支給というやうな問題が起つた場合には、当然地方財政自体の中においてまかなはるべきが、地方財政本来の考え方が、このやうに思ひますが、その点について岡野國務大臣はどういうお考えでおられるか、これをお尋ねいたします。

○岡野國務大臣 私は地方財政の方の担当はしてありますけれども、財政委員会の内部の仕事につきましては、一に財政委員長並びに委員会の方の法律に従つたあんばい、全部は認めることにいたしております。ただいまのは、給与の引上げとか何とかいふものは、給与の引上げとか何とかいふものについて、もしそういうことがありとすれば、これを全部平衡交付金に持つて行くのがいいか悪いかというやうな御質問のように私承りますが、しかし御承知の通りに地方財政は今まで非常に窮乏、紊亂を極めておりましたのに、この春地方税法ができました。それからして、今地方財政はようやく確立されて来たのであります。しかしながら私の見るところによりますれば、この地方税法によりまして、地方財政

がいかにあつたかとお申ししますれば、その当時における現状の財政需要額に對して、これをまかなうだけの意味の増税であつたのでございまして、もし非常に情勢の変化でもありとしますならば、また地方税法が長年やられて、弾力性でもできて来た場合におきましては、お説のようなことになるかと思ひますけれども、しかしながらただいまの場合は、新しい税法ができて出発したばかりで、同時にその税法で與えられたところの収入というものは、その当時における財政需要に適合するといふだけのことでございまして、かくのごとく七月三十一日に税法が通りまして、まだ税法の実施がその緒についたばかりの場合におきまして、急に属大なる給與のペース・アップをしなければならぬ。しかもその給與を増さなければならぬといふことにつきましては、ほかの法律に規定してありますように、中央の公務員が上がる場合には、地方の公務員も上げなければならぬ。こういうことに法的に縛られておるものでございまして、ただいまのところ、先般増税したのに、また増税するといふわけにも参りませんし、財源もございせん。そういういたしますれば、今日の情勢といつたしましては、財政需要に對して税収入が足りない、また増税もし得ない情勢にあるから、平衡交付金法によつて、平衡交付金に資するよりほか方法がない。こういう結論に到達して、財政委員会の御要求は當を得ておるものではないか、こう私は考へております。

○塚田委員　そこでお尋ねしたいのは、地方財政委員会が、二十五年年度においてはこれだけ足りなくなるのだから、これは平衡交付金で見てもらわなければならぬのだという御説でありますが、この数字の基礎をどこから、どういふぐあいにして御算出になつたか。つまり新しく発生した需要といふものを頭において、これだけはふえたのだから、これだけ見てもらわなければならぬ。ただいま岡野國務大臣の説明によりますと、これは新しい税法になつたばかりだし、なか／＼税金も思うようにとれない。だからこれだけ新しくふえたのだから、これだけ見てもらわなければならぬといふお考えであるのか。それとも二十五年年度の地方財政といふものを、総合的に今度の機会に御検討になつて、これが出て来た数字か。そのどちらであるかといふことをまずお尋ねしたい。

○岡野國務大臣　財政委員会の専門家に御説明いたさします。

○萩田説明員　新しく増加いたします経費につきましては、これはほとんど議論の余地はないと考えております。簡単に申し上げますれば、給與関係で増加いたします十八億圓、それから今度の政府の補正予算に載つております補助金等の地方負担分十九億圓につきまして、ほとんど問題がないと思ひますが、先般本予算のきまりました当時以後今までの間におきまして、法律等の施行によりまして、地方が負担することになつた十六億圓、これについては多少議論がありまして、これは政府の考へとしては否認されたように思つております。なお臨時経費につきましてはは公共事業関係、つまり今度政府の補正予算に出しております補助金に伴います地方負担分、こういうものにつきましては、これもほとんど問題のない数字だと思ひます。ただ、御承知のように災害がございまして、単に國庫補助金によりまして復旧事業、これだけでは処置がでないものでありまして、どうしても補助金をもらわなければ、單獨で施行しなければならぬ工事が相當残るのでございまして、これにつきましてほとんど政府案といふものは認めていないようなかつこになつております。そういう意味におきまして、歳出について見解の差がございしますが、さらにその先、然らばそれだけとにかく一応歳出がふえるといひまして、その歳出をまかなうのに、すににある財政のうちにゆとりがないかといふことでございまして、一つは、既定経費のうちに節約の余地がないかといふこと、もう一つは、與えられております歳入に増収がないかといふ点であります。既に経費の節約といふものは、これは非常にむずかしい問題でございしますが、これは先ほど委員長からお話のございましたように、四十億圓は出してあります。この額は大体物件費の五分程度に當るのであります。國が今度補正予算に財源として出した率と同様のものを、地方も節約するといふのでございまして、この点はほとんど両者の意見の一致したところでございます。問題はなますの雑収入がふえたといふような点でございしますが、これは今度の補正予算及び来年度の一般予算を通じて問題になつた点でございしますが、要するにわれ／＼としましては、雑収入において何ら實質的な歳入の増加になるものは、全然認めなければ行かないのであります。ただ今までのやり方が、雑収入のごとき特定の支出を処置する

ために特定の雑収入を得る、こういう歳入の見合つたものは、平衡交付の命等を計算いたします場合に、計算の外に置いておきますので、そういうものは全然見なかつた。ところが、これに對しまして、現実にある雑収入は、それは地方の収入としてあるのじやないか、それだけのものはそこで調弁できるのじやないかといふようなことが、政府のお考えのようでありまして、ここに雑収入が大きく出て来まして、その結果、先ほど委員長のお話で八十三億の平衡交付金があるものと考へておるのに對して、政府は三十五億でやつて行ける、こういう結論が出ています。ような次第でございまして。

○塚田委員　政府委員の御説明で、これらの費用がどうしても削れないものであり。また相當理由のあるものである。また収入の面においても、これ以上の考慮はできないものであるといふことはわかつたのであります。私がお尋ねしましたのは、実はそのもの一つ基本になりますものの考へ方をお尋ねしましたので、つまりここにお出しになつた数字が新しくふえて、絶対に必要なものだからこれだけくれといふお考えなのか、それとも地方財政全体を再検討されて、つまり地方財政全体の補正予算といふものを頭に置いて考へられた数字が、ここに出て来た数字か、そのどちらかといふことをお尋ねしたのであります。もつと具体的に申し上げますならば、八十三億足りなくなつたといふことで、これは新しくふえたので、そのうちから節約でひねり出せる財源が四十億だから、實際足りなくなつたのは百二十三億圓だ、そうすればその元になつておる地方財政自体に何も狂いが起きておらぬのかどうか。もつとはつきり申し上げますならば、元になつておる地方財政全体の計画は、当初私も前国会において承知しましたような数字で運営できるようになつておるのかどうかといふ問題、そういうことをひつくるめて、これだけの数字で二十五年年度の地方財政全体といふものが、円滑に運営できる見通しになつておられるのかどうか。そのところをひとつ。

○萩田説明員　今度の補正予算の関係は別にいたしまして、現状の地方財政がうまく行つておるかどうか、こういう問題だと思ひますが、この点はいろいろ見方もございまして、府県側からは、とうてい現在この新しい経費のことを考へないではやつて行けないといふ意見も強いのであります。が、その大きな理由は千九百億の税収入を見ておるけれども千九百億の税はなか／＼徴収できない、ことに新税でもありませんし、施行が九月といふふうには遅れましたので、どうしていきなり、もう一つは見積りが過大であつたといふこと、それからまた一方経費の面におきましては政府の考へている以上に、政府側から指示された仕事が多い、そういう意味でなか／＼やつていけない、こういう意見が強く出ておるのであります。われ／＼としましてはそういうことも考へられますけれども、一応今までのところはそれでやつて行けたんだ。ただ先ほど申し上げましたように、政府の本予算決定後にふえましたのが経費で十六億程度、その、それから臨時費におきまして九十二億程度、これを今から埋めどもと申

しますか、処置するならば、大体やつて行けるものと考えておるのでござい
ます。それを基礎にいたしまして新し
い経費の問題を考えたような次第でこ
ざいます。

○塚田委員 そういたしますと、政府
委員の御説明から想像いたしますと、
当初の予算というものが地方財政につ
いて考えられていたものは税収も思
うように上らないということ、相
当困難をしておるということを承
知したわけでありました。その金額が
どれくらいになっておるのか、今の御
説明で伺わなかつたのでありますが、
もしそうであるならば、私は地方財
政委員会がこの意見書をお出しになる
場合に、何ゆえにそういうものを総合
的に御計算になつてお出しにならな
かつたか。今までの分は、これは足らぬ
かもしれぬ、足らぬ見通しが非常に強
い、また足らぬと言つて来ておるけれ
ども、それはほつておく、しかしこれ
だけ新しく出たからこれだけくれとい
うような御意見のようでありますか、
地方財政といふものを御担当になる地
方財政委員会が、せつかく御意見書
をお出しになるならば、どうしてこの機
会に地方財政を総合的に御検討になつ
て、そうしてこれだけ足らぬのだとい
うことをほつてお出しになつて、
国の中央財政と地方財政とを総合し
て、もう一度政府に考えてもらつとい
う処置に出られなかつたかどうか。こ
の点はまあ御遠慮になつたんだと言
はそうかもしれませんが、それとも
の考え方がありますが、少くとも地方
財政をおあずかりになる地方財政委員
会のお立場としては、地方財政に對し
て不親切じやなかつたかと私は考

えるのですが、委員長その点はどうい
うふうにお考えでありますか。
○野村政府委員 地方財政の実情は、
先ほど局長から御説明申し上げた通り
であります。私も、私どももいたしまして
は、実際の地方財政の実態を把握して
みることに、どうして、どうしてこれ
はやつて行けぬのだということ、は
つきり確認したものであります。従
つて今日の場合、地方財政の大きな変
革の際においては、どうしても国家と
してこれだけのめんどうは見てもらわ
ねばならぬという建前から、この要求
をいたしましたのであります。

○塚田委員 委員長の御答弁が少しお
尋ねしたことと違つたのであります。ただ
いま御説明のお気持は十分私どもも承
知しておるのですが、先ほど野村事務局
長からお聞きすると、このほかにも二
十五年度の当初予算に考えておつた地
方財政の規模といふものは、税収なん
かが思うように上らないから、そこに
も赤字が出るんだ、その上にこれだけ
新しい支出ができたということである
ならば、なぜそこに出る赤字も足りな
い分として政府に再考慮を求めよう
にお出しにならなかつたか、そこをど
ういうふうにお考えになつておるか、
こういうことを実はお尋ねしておるの
です。

そこでついでにお尋ねしたのであ
りますが、約千九百億の二十五年度の
地方の税収といふものは、一体どれ
くらいとれる見通しになつておられる
のか、その点をひとつお尋ねいたしま
す。

○塚田説明員 具体的に申し上げますと、
市町村分は少し多いものでありますの
で、まだ報告を徴しておりませんが、

府県分について申し上げますと府県分は千
九百億のうち七百億が予定されておる
のであります。最近府県からとり
ました資料では、五百五十億くらいし
かとれない、こういうふうな報告も一
応来ておるのであります。しかしこれ
でわれ／＼としましては、必ずしも最
終的な数字ではない、こんなに減収が
ありますれば、市町村分もくるめず
と非常に大きな額になりまして、財政
が非常に狂いますので、これは一応む
ずかしいといふことを強調するため
に、そういう資料が出て来たのであ
るかと想像しております。われ／＼一応
机上で推算してみますと、百億くらい
はあるいは下まわるのじやないかとい
うことを心配しております。そういう
ことも検討したのでございまして、それ
も、しかしこのままこれをこの際出し
て、この補填策を講ずるということに
いろいろの關係がなかつた、むずかしい
問題だと思つたので、一応きまりま
したことはきまりましたこととしてそ
れでやりまして、何とか仕事をやつて
行くように、徴税の面も経費節約の面
も考慮してもらつたという考えのもと
に、先ほど申しました過去の分につき
まして結局十六億と九十二億、百億余
りのものを補填する、その程度のこと
をこの際要求いたしまして、あとは地
方団体の努力によつて処置して行く
というふうな考えのもとに、今度の要求
をしていくような次第であります。

○塚田委員 どうも正確な数字が集ま
つておらぬので、議論をいたしますが、大
体七百億の府県税収入の中で、府県は
五百五十億くらいしかとれないと言つ
て来ている。また地方財政委員会はこ
れはちよつと考え方が甘過ぎるが、ま
あわれ／＼が見ても六百億くらいしか
とれないだろう。そうすると、かりに
地方財政委員会がお考えになつてい
る見通しを資料にとりまして、七百億
のうちに六百億しかとれない。そうす
ると、あと二百億の市町村の方でそ
の割合でとれないといふことになつた
ら、これは両方合すると二百億以上の
税収だけの減収が出て来るということ
になる。二千七百億か八百億の中から
二百億も税収が減るといふ見通しが
あつて、一体地方財政といふものはや
れるのかどうか。また二千八百億のう
ち二百億や三百億どつちへ狂つてもや
れるのだといふことであれば、その上
の八十億や九十億追加のものがふえて
も、それくらい地方財政といふものは
伸縮自由にできるものならば、私は二
百二十三億くらいの追加の需要もその
中でまかなつていただけのじやない
かと考えるのですが、その点はどうな
りますか。

○塚田説明員 先ほどの御説明の仕方
が悪かつたので誤解になつておる点が
あると思つたが、私が百億と申しま
したのは府県市町村を通じて百億、千
九百億のうち百億くらいはとれ
ないのじやないか、こういうふう
に申し上げました。いづれに
しましても百億くらいははたが
くわけでありまして、その程度で
ございまして、歳出の面及びなおその
百億をとるべく努力してもらつたとい
うこと、なお在来とつております制
課税それから特別税の増徴といふよう
なことによつて、一応処置して行ける
のだ、こういうふうな判断のもとにつ
くつていく次第であります。

○塚田委員 私どもとして非常に遺憾
に思つたのは、地方財政が正確な資
料がないためにいつでも議論をいたし
ますときに、議論が突き詰めたところ
まで行けないのであります。これは、
非常に地方財政の特質でありまして、
必ずしも地方もしくは地方財政委員
会をお責め申し上げるという意味では
ありませんが、まあその議論は別に
いたしまして、とにかくそれだけ当初の
予算にも不足を生じている、もしくは
不足を生ずる見込みがはつきりしてい
るというのであれば、地方財政委員会
から今度お出しになる意見書という
ものは、これは八十三億ではなしに、
その上に何がしかあるべきはずであ
る。そして国の財政と地方財政とを
総合的に御計算して私は今度の補正予算は当然
再考慮すべき性質のものであつたと
いうふうにお考えののです。しかしお
出しになつたのは八十三億であり、
八十三億を結局三十五億しかまかな
えなかつた、こういうことになつたよ
うであります。そこで現実の問題にも
どりまして、それでは百億の税収入の
不足と、その上に新しい必要が八十三
億、百二十三億の中から四十億節約
ができて八十三億、百八十三億くら
いは当初予算及びその後の追加需要に
對して不足を生ずるといふのであり
ますが、それに三十五億しか平衡交付金
の増を認めてもらわなかつた場合に、
地方財政といふものはどういふう
に運営されて行くか。二百億以上の需
要があるのに、三十五億もらへばやつ
て行けるというお考えなんであるか。
もしくはやつて行けぬ。結果において
それはもらわなければ、ない袖は振れ
ないということになつて、何とかしの

いで行くでしょうが、その場合にそのふくれがどこに出て来るというお見通しであるか、この点をひとつ……

○野村政府委員 ただいまお尋ねの通り、私どもも非常にその点心配いたしております。もし八十三億が認められたならば、とにかく何とか切り開いて行けるのではないかとこのことを考えておりますが、それがさらに三十五億に減らされるということになれば、地方財政にいたしては、あるいは法定外課税、あるいは標準以上の地方税の課税あるいはまた寄付金を前のようにとつて来る、あるいはいろいろの事業を中止したり、繰延べたりして、地方財政を補填するのではないかと、これがために地方財政はシャワブ第一次勧告の以前の状態に返るのではないだろうかというように、心配いたしておるのであります。その点まことに私どもも、今後いかに財政委員会としてこの地方財政を見て行くか、よく地方各団体の意見なり希望なりを聞くと同時に、またその状態をも審査いたして、相協力してこの局面を何とか收拾して行きたい、かように考えております。

○塚田委員 收拾して行きたいと、地方財政委員会がお考えくださるのにはけっこうなものでありますが、收拾できる状態もしくは見通しであるのかどうか。もし收拾できる見通しであるとすると、これは八十三億要求したが、三十五億しか平衡交付金を中央からよこさなかつたという中央政府の考え方は、きわめて適切であつたのであり、收拾できないということになれば、あの考え方は再考を要すべきものであり、これは非常に重大なポイントなん

であります。收拾して行きたいとお考えになるのは非常にけっこうでありまして、ぜひそういうふうに努力していただきたいが、その努力通りに收拾できるお見通しであるか。そしてもう一つどこにふくれ出て行くかとお尋ね申し上げましたところが、それは法定外の税を起すとか、標準率以上に税をとるとか、事業を繰延べるとかいうことではあります。法定外の税というものは、私どもが新しい地方税法を審議いたしましたときには、これは原則としてつくらない。なぜつくらないかという

と、あつては税は地域的に片寄る税でありまして、国民負担の全国的な公平均衡というものを破るから、できるだけこれは許さないという政府の御方針であり、それに私ども賛成をいたしまして、新しい地方税法というものはできたのであります。それから、法定外の税というものは、そう簡単でございまして、私どもとしては地方税法の審議をいたしましたときには、予期していなかつたのであります。少くとも二十五年の地方財政計画においては、標準率以上に税がとれるということもこれまた予定しておらなかつた。なぜかと申しますと、私どもは中央と地方とを総合いたしました、中央で減らし、地方でふやしたこの税制計画の場合には、一床負担の度というものは、地方は標準率以上はとらないものであるというので、この程度ならば負担軽減がある程度実現できる、こういうふうな考えでやつたのであります。それから、もしも今委員長のおつしやつたように、あつちにもこつちにも法定外独立税がた

くさん出て来る、また標準率以上であつちでもこつちでも税をとるところがたたくさん出て来るということになれば、これは結局その面において政府のものの考え方は、根本的にくずれて来るのであります。その点はそういうような実例がたたくさん出ておるかどうか、これをひとつ萩田事務局長にお尋ねしたい。

○萩田説明員 この標準超過課税の問題でございまして、今われ／＼の手元に入つております報告では、府県ではたしか七県が八県超過課税をやつております。

それから法定外独立税につきましても、府県分でも今までの間に十ぐらゐのものを許したと思ひます。市町村分につきましても、まだ全部の資料は集めておりませんが、これは超過課税と申しまして、大部分が市町村民税の超過課税になります。この分で百ぐらゐの市町村が超過課税をいたしております。それから新しく法定外独立税を起すように市町村から申請が出ておりますのは、これもやはり十か二十ぐらゐでございまして。

○塚田委員 大した数字ではないようであります。それが、それにしても、それだけのものが実例として出て出ているということであれば、これは相当当委員会としても重大な関心を持たなければならぬ点だと思ふのであります。そこでもう一つ、こまかい点であります。お尋ねしたいのは、今の標準率以上に税をとるところが、七府県もあるということでありまして、どういう税目について標準率以上にとる実例が出ておりますか。

ておりますのは、事業税と特別所得税であります。なおそのほかに、これは標準超過と言へるかどうかわかりませんが、自動車税につきまして、標準率がきめてありますが、これが一本きめてありますので、その中身におきまして、つまり大きな自動車には標準率より高く税をとつておる、こういうようなところは相当ございまして。

○塚田委員 もう一つ、先ほど委員長の御答弁の中で、事業を繰延べするものが出来るといふこととありますが、繰延べるものはどういふ事業がどういふ場合に繰延べられるのか、具体的なことは私も承知しません。あるいは委員会も御存じないのかもしませんが、大体委員会のお考えは、そういうものはまあ金がないから繰延べしておいてもさしつかえない程度のものでなければ、もつとはつきり申し上げますならば、たとえば災害復旧なんかは、これは繰延べてはならぬ性質のものであると思ふのであります。ところが、そういう性質のものでなしに、金があればやつた方がよいが、なければ一年や二年延ばしてもよいようなものが相当あつて、従つてそういうものが繰延べられて、大した困難なしに結局やつて行けるというお見通しなのであるか。従つてそういうお見通しであるから、三十五億でもごらんぼう願ふという見通しなんです。絶対三十五億ではしんぼうできないのだというお考えなんですか。その点をひとつはつきり御答弁願ひたい。

○野村政府委員 内容については私どももつまびらかにしてありません。ただ私どもがこうなるであろうという今後の見通しを申し上げたのであります。三十五億では実際にいってできない、これはつきり申し上げたいのであります。また先ほど私が收拾できる——收拾できるというように申したものではございません。收拾し得るようには努力いたしたい。しかし私どもの努力で、はたしてそれが收拾できるかどうか。それについても私は多大なる懸念を持つております。端的に申しますれば、実際の地方財政はこれがために非常に混乱状態に陥るであろうということ、心から心配いたしておるのであります。

○塚田委員 地方財政委員会のお考えはよくわかりました。そこで岡野國務大臣にお尋ねしたいのであります。地方財政のそういうような状態は、私どもは今初めて伺つたのであります。し、また地方財政委員会の御苦衷のほども、今初めて伺つたのであります。所管の大臣におかれては、こういうことはすでにとくと御承知であつたと思ふのであります。従つてそういう事情をよく御承知であつて、あの補正予算の三十五億という数字を所管大臣として、何とかこれだけの数字をいとお見通しで、あれを國務大臣の一人として御了承になつたかどうか、その点いかがでしよう。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。私は地方財政委員会の内情は、委員長並びに萩田局長からよく伺ひまして、十分承知しておるのでございまして。先ほどから委員長並びに局長からのお話の通りに、もし八十三億の平衡交付金ももらえなければ、すなわち三十五億しかもらえなければ、地方財政というものは、地方税法実施の以前における、またそれ以上の、混乱を起

す。三十五億では実際にいってできない、これはつきり申し上げたいのであります。また先ほど私が收拾できる——收拾できるというように申したものではございません。收拾し得るようには努力いたしたい。しかし私どもの努力で、はたしてそれが收拾できるかどうか。それについても私は多大なる懸念を持つております。端的に申しますれば、実際の地方財政はこれがために非常に混乱状態に陥るであろうということ、心から心配いたしておるのであります。

○塚田委員 地方財政委員会のお考えはよくわかりました。そこで岡野國務大臣にお尋ねしたいのであります。地方財政のそういうような状態は、私どもは今初めて伺つたのであります。し、また地方財政委員会の御苦衷のほども、今初めて伺つたのであります。所管の大臣におかれては、こういうことはすでにとくと御承知であつたと思ふのであります。従つてそういう事情をよく御承知であつて、あの補正予算の三十五億という数字を所管大臣として、何とかこれだけの数字をいとお見通しで、あれを國務大臣の一人として御了承になつたかどうか、その点いかがでしよう。

し、また今委員長が仰せのごとく、必要なる事業も繰延べて行かなければならぬということになり、また局長の言われたごとく、新しい税目も許可してやらなければならぬし、また税率も上げなければならぬし、こういうような混乱になるということは、私十分承知しております。承知しておりますからこそ、閣内において私もいろいろ努力したのでございませうけれども、中央財政のいろいろの事情並びに財源等の関係上、どうしても三十五億しか出ないということに同調せざるを得なくなつたというところは、一に私の微力のいたすところまでございまして、何とも申訳ないと思っております。

○塚田委員 所管大臣のお考えも伺いましたので、その点についてのお尋ねはこれ以上いたしません。

次にお尋ねしたいのは、補足的な問題として、私どもはしばしば「地方財政に冗費がある冗費がある」ということを非常に聞くのであります。これは新聞などにもしばしば報道せられておりまして、またそれらの実例として幾つかの府県もしくは市町村の放漫支出の例などもあげられておるのであります。私どもは必ずしもそういうような断片的にあげられる実例をもつて、地方財政全体にそんなに冗費があるとは、決して思つておらぬのであります。が、しかしこの考え方は、実は非常に世間に広く拡がつておる。私どもはこの地方財政なんかを視察に歩きましても、担当しておる人以外には、大体地方財政に冗費があるというふうな意見を持つておられるように思う。そこでいろいろ検討してみますに、どういふところに地方財政の冗費があるのかと

いうことを調べてみますと、やはり冗費が多いとか、あるいは上京その他の出張が多いとかいうことなものであります。が、それらの点については地方財政委員会としても、もちろん十分お調べになつたものがあるに思ふところですが、もし数字的にそういう資料が、あわせてひとつお聞かせ願ひたいと思ふのであります。

○萩田説明員 このいわゆる宴会費の問題、それから出張旅費の問題、これは一件ございまして非常に目立つものであり、一件といへども、一銭といへどもみだりに許すべき性質ではない。これはもうわれ／＼つたつたその通りに考へております。従ひまして、こういうことのないように、地方団体側の自重を要したいと思つております。が、何分にも今は昔のように監督制度というものはないのでございしますから、これは地方団体自体の自衛にまつよりしかたがないと思ひます。しかし政府側におきましてそのような必要の起らないような措置をとるために、先般閣議で陳情等についての便法等を御決定になつたわけでありまして、それがそれはそれといたしまして、しからばどれくらい金が支出されておるかという点でございします。が、全体については調査はできませんでした。が、一度抜き検査的に調べてみますと、いわゆる旅費それから接待費、食糧費といふようなものを全部ひくくめまして、大体地方予算の三、四割くらい、その中には旅費といひましても、いわゆる物見遊山の旅費は、若そらく一部分であらうと考へられます。地方

の職員といひましては、県内におきましてその地方を、いわゆる指導と申しますか、農業なんかを指導してまわるといふようなことは重要な職務でありまして、このために相当な旅費が要することはあたりまえなことでありま。また食糧費の中におきましても、国の予算等にならざるを得ない。いわゆる食糧費といふ科目を置いたのであります。が、そのうちの大部分のものは、たとえば県立病院の患者の食糧であるとか、あるいは社会事業施設、養老院であるとか孤児院等の食糧、こういうものでございまして、いわゆる宴会費に流用されておるといふものはわずかなものであります。われ／＼つたつたその通りには考へておりません。

とはもちろん認めますけれども、このために地方財政全体に非常にゆとりがある、非常な浪費が行われておるといふふうには考へていないのであります。繰返して申し上げますが、もちろんそういう経費は一回たりとも支出すべきでないといふことについては、われわれとしましては努力いたしたいと考へております。

なお御参考までに申し添えておきたいと思ひますことは、そういうふうなことにつきまわつての調査も十分でございせんし、先ほど塚田さんのおつしやいまして、先ほど資料等につきましても十分でなく、非常に御説明が満足を得られまへんことを残念に思つております。が、そういう趣旨におきまして、地方財政委員会の職員の手不足といふこともございします。で、来年度におきましては、二十五名ぐらいの特に財政自体を専門に現実に調査する、資料を整備する職員を政府に要求しまし

て、大体承認されることになつたので、そのものの活用によりまして、十分なことをいたしたいと思ひます。しかし地方自治を認められておる今日、われ／＼の方から監督的な措置をとるということは、あくまで避けたい。勸告をするというふうな、相手の自主性を認めた措置によりまして、ぜひともこういう経費の節減に努力いたして行きたいと考へております。

○塚田委員 そうすると冗費がある。幾らかあることは認める。これはなるべくなくさなければならぬというお考えはよくわかりましたが、そこで、それではそれを合せて四十億ぐらいは節約できるのだとこういうお考えなのであります。

○萩田説明員 この四十億節約を立てました中では、今申しましたような経費はまつ先に節約すべきものだといふことを予定しております。

○塚田委員 次にお尋ねしたいのは、この地方財政で非常に問題にされましたのは、給與の点であります。それは地方は給與が高い／＼といふことを、しきりと言われるのであります。私ども承知しますところでは、高いところもある、安いところもある、こういうふうなところがあるのですが、この点はどういうぐあいになつておるのか。何か数字的な御調査があれば、それをあわせてお聞かせ願ひたいと思ふことと、もう一つそれに関連してお尋ねしたいのは、ベースの引上げと、それから手当の一箇月分といふものは、その高いのか、あるいは安いのかしりませんが、現実の地方公務員の給與を基礎にして御計算になつたか、それとも別個に中央の計算と同じ基準で御計算になつ

た数字であるか、その点ひとつ……。○萩田説明員 この給與の問題につきましては、今仰せになりましたように、地方職員が非常に待遇が高いといふような声があるのであります。が、われわれの調査いたしましたところでは、決してそのようなことはなく、最近数年内国家公務員と同様の給與ベースをとつておるものと考えております。二、三地方的に申し上げますと、――この二十四年九月新しい給與の切りかえができましたと、人事院で実施しました国家公務員の給與の実態調査によりますると、国家公務員全体の平均が、本俸、扶養手当、勤務地手当を入れました六千三百二十円になつております。が、これに對しまして、府県の職員は六千六百四十一円であつておりましたが、これはむしろ扶養手当といふようなものが、国家公務員より高くなつております。これは御承知のように、国の官吏と違ひまして、府県の人には長く安定しておりますので、相当年輩の人があり、扶養家族が多いといふようなこと、また従ひまして勤続年数等も長くて、当然に給與が高いといふようなことで、別にこういつた平均から見まして、府県の人の方が高いとは考へられまへん。またそのとき調べましたもので、市の者は七千六百六十五円、町村は五千二百四十五円で、それぞれ実情に適した程度のものだと思へております。が、しかし何分にも多くの団体でございします。中にはこのような適正なものを乱したところがないといふことは申されたいと思ひます。が、それは先ほど私が御説明しましたように、給與の改善といふような意味で、幾らの金が必要といふことを申し

ておりますのは、決してこのような不当な、いわゆるやみ昇給を入れたようなものを基礎にして昇給を考え、それを基礎にして考えているのではないのをごいまして、あくまで適正給を基礎にいたしまして、ベースの引上げのためにこれだけ要するという額しか出してないわけでございます。なお、一般国家公務員に比べて高いというところにつきましては、一つは、いわゆる何ら理由なしに乱しておるというのももちろんございしますが、そのほかにひとつお考え願いたいことは、昔から市、ことに大都市等の職員の給与が高かつたのでありまして、これはむしろ当然のことだと考えております。たとえ東京におきまして、区役所の職員というものは、相当高かつたわけでありまして、そうしなければ有能な人を得られないということは当然だと思ふのでありまして、こういうことがいいか悪いかわかりませんが、現実の問題として同じ給与を出せば、おそらく中央政府の役人になるのでありまして、区役所の職員になる人はないのではないかと。こういう思想自体について批判がありましようけれども、現実の問題はそうなのでありまして、それを基礎にしまして、東京とかあるいは五大都市の職員の給与は高い。これはやむを得ない当然のことだろうと、われわれは考えております。

たしまして、民主主義の発展を促進したいという趣旨のもとに、これは大きくお考えになつておられるようでありますが、今日の地方団体の状況を見て参りますと、ただいまも塚田委員から御質問がありましたごとく、地方自治団体の財政そのものがまだ十分に動いておらない。私どもの目から見ますと、まことに危殆に瀕しておるのではないかと見ております。地方税法が過般成立いたしました。またこれに伴ひましたところの平衡交付金制度ができたのでありますが、この実際の運用等におきまして、はたして今日までの経験において、いかようにお考えになつておられるか、大臣の御意見を伺いたいと思ふのであります。

○岡野国務大臣 御質問の趣旨をもう一度伺ひたいと思いますが、財政の基礎が確立しないうちに、地方公務員の法案を出すということはおかしいのではないかと、こういう御質問ですか。

○床次委員 地方公務員法を出されるということも、大いに有意義なことであると思ひますが、しかし現在の地方財政の欠陥と申しますか、現状をそのままにしておいて、はたして公務員法の運用も十分できるかどうかという点については、まことに私も疑いなきを得ないのであります。この機会に地方財政の現状につきましても、もう少し伺つてみたいというところから、実は御質問したわけでありましたが、大臣が現在の地方財政の運用におきまして、半年近くの経験からごらんになりまして、いかような傾向を呈しておるかということ、一応見通しとして承つてみたいと思ひます。平衡交付金等にいたしまして、平衡交付金の審議の際におきまして、私どもは本年におきまして、満足すると申しますか、最小限度を必要とする数字におきまして、二、三百億円はどうしても足らないのではないかと、このことを指摘いたしておつたのでありますが、今日の地方の財政は、先ほど局長からお話がありましたごとく、予期いたしましたように非常に苦しい状況であります。すでに法定外の課税あるいは課税標準をそろへておるという状況であります。このままでは推移いたしましたならば、相当それがふえて参るのではないかと、私ども考へておるものであります。事業の繰延べ等も行われるという実情にあるのだからと思つております。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。先ほど委員長並びに局長から御説明申し上げましたように、ただいまは地方財政の過渡期でございます。この前の国会で地方税法を通していただきました、それを今実施に移しておりますけれども、四月から七月までの間の空白期間もありませんし、その間にまたいろいろ災害も起きたりなんかいたしまして、予期しないような財政需要も出て来たようなこともございします。また税法が遅れて、また非常に画期的な税法であつたというように、これもございまして、ただいまのところ地方財政といふものは、非常に苦しい道をたどつておる次第でございます。しかしシャープな警告によりまして、できまして今年の春の税法というものは、一応地方の財政の基礎を確立する方法の基礎ができたわけでございます。今後地方公共団体はこれを踏台にして、しつかりと財政基礎を確立して行くだろう、またできるものと存じております。しかし先ほどおる御説明のあつたように、過渡期でございますから、非常に困難とそれからまた不自由があることは、私は認めます。しかしそれかといつて、この地方財政といふものが、税法のできない前よりは、今日の方が非常に改善されておる、地方財政の基礎も確立されつつあるといふことを私は認めております。今後地方財政は、財政委員会の御指導よろしきを得、同時に公共団体の努力によりまして、改善して行くことと私は見通しておる次第でございます。

○床次委員 財政の確立あるいは平衡交付金等によりまして、非常に将来は好転するのではないかと、これはほんとうの制度確立の目的通りに税制が行われ、あるいは平衡交付金等が運用せられましたならば、私どもはその運用せられることを期待しておるのでございます。予定通り運用せられまじれば、確かに地方財政といふものは確立する方向に向ふと思ふのであります。しかし今日までの経過から見て参りますと、非常にその実施につきましては困難が多かつた。当初からむりがありまして関係上、今日まで地方財政は非常に苦しんでおるのだと思ふのであります。ただいま塚田委員から御質問がありましたことによりまして、その実態は相当明らかになつておると私も考へます。塚田委員のお話になりましたのは、この苦しい地方財政の実態に關しまして、現在までの実情につきまして、地方財政委員が非常に、何と申しますか苦痛を訴えておらない。そして單なる補正予算を要求した形になつておるのだ、現状までは一応承認しておるのだ、だからまあうまく行つておるのではないかと、こういうような印象を與えておられると思ひますが、私どもはただいま大臣からのお言葉がありまして、実施しましてわすかでも十分おわかりにならないかもしれませんが、非常に困難な状態にさらされておるのであります。しかし地方財政といふことは、やむを得ないものだから今日までこれで運用されておるのだ。私どもは市町村の生活といふものは非常に苦しいんだという結論を感ずるのであります。その点は塚田委員からお尋ねになつたことと、私のお尋ねすることは、非常に立場が違つておるということを、お考えおきいただきたいと思ふのであります。その立場から申しますと、今回政府におきましては、中央で國民に對しまして減税を実施されて、負担を軽減されるというのを大いに言つておられると思ふのでありますが、中央と地方との財政を合せて見て参りますと、ほとんどその負担の軽減といふことが、空になりつゝあるのではないかと、思ふのであります。先ほどお話になりましたごとく、交付金におきまして、八十三億の要求額に對しまして三十五億しか認められておらない。約五十億、四十八億の不足が今日の補正予算

そのものについてだけでも、できておることを考えますと、今回六十三億の税法上の軽減ということを政府は言つておられます。これはあるいは大蔵大臣からもお聞きいたしたいと思うのでありますが、こういう国民負担の軽減は、実際に地方財政におきましてはむしろこれが増税になる、あるいはその他の形におきまして負担増になるということが、明らかにやつておると思うのであります。大臣は先ほどの点に關しまして、自分としましては最善を盡して努力をいたしたけれども、微力のいたすところやむを得ないというようなお考えでありましたが、大臣としてはこれはやむを得ないと思ひますが、地方財政といたしましては、これはやむを得ないでは済まない事実だと思ふのであります。この点はひとつ大臣は、十分なる事実に対して認識をしていただきたい。明らかに地方ではこれだけ苦しいんだということに對しまして、ひとつはつきりとしたお考えを述べていただきたいと思ひます。やむを得ないというお考えでありますが、地方財政としてはそれだけ非常な赤字、困難な状態に入つておるんだ。これがやはり地方自治体の住民の負担にかかつて来るんだという結論まで、ひとつお考えになつておられるかどうか。明らかに御承知になつておるのだと思ひますが、大臣はいかようにお考えになりますか、承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣　お答え申し上げます。中央において六十幾億の減税を今、回することになつたのでございます。これはいつも申し上げます通りに減税と申しますことは、何も中央に納める

納税者 地方の公共団体に納める納税者というものが、別にあるわけではございません。やはり同じ国民から税金をとる。またそれを減税するということになりますから、六十三億でも減税されるならば、やはり一般地方民というものの負担は軽くなるわけでありまゝす。ただこれを地方財政の立場におきまして、ごく率直に申し上げますならば、中央で減税が六十三億もできくらゐなら、それほど困つておる地方財政に対して、減税をやめてまわしたらいんじやないかというお心組みがないとも限りませんが、私はそうとは考えません。とにかく六十三億の減税がもしできるならば、やはり地方民もその減税の恩恵に浴すると考えますから、それに対して反対はいたしません。ただ地方財政が非常に困つておつて、そうして平衡交付金が八十三億出るというのに対して、三十五億しか出ないということになった。これが閣議決定になつた、予算になつたということにつきましては、先ほども塚田君の御質問にお答え申し上げましたごとく、私の微力のいたすところでございまして、中央から財源をとつて来て、地方財政委員会へやるということができなかつたことを、はなはだ遺憾ながら私は申し上げる次第でございします。

○床次委員 ただいまの大臣のお言葉によりまして、大臣の努力は多とするのであります。結局におきましては、平衡交付金が大臣の期待されるだけ増額されないということは、とりもなおさず、地方団体におきましては、それだけ負担の増加が来ておる。これは、お言葉のように、中央の国税を負担するものによつて、地方

税を負担するものにいたしました。税を負担するのは同一人でございます。で、今回の補正予算におきましては、結局大した減税というものはなかつたのだ。中央の方は減税になつたような形であるが、地方の方におきましては、結局これは増税になるのだ。差引とん／＼の形になるのだ。そういう事実を大臣はお認めになつたことと私どもは解するのですが、さうであらうと思いますが、いかがでしょうか、ここをはつきりいたしたいと思うのであります。中央の方でもつて減税になつた。しかしその跡始末で地方の方においてはかえつて増加になつてゐる。地方の方が増減なしでありますれば、これは減税になつただけまことにけつこのことだと思ふのであります。地方の方はふえてゐるのだという事実に対して御認識になるかどうか。地方の方の負担増加をお認めになるかどうかということをお私に承りたいのであります。

○岡野国務大臣　お答え申し上げます。中央政府の政策といたしまして、六十三億減税になつたことは、国民負担をそれだけ軽減したということは私は認めます。それが同時に地方公共団体の増税になるのであるということには、私はまだ関連がつかないと思ひます。と申しますことは、財政委員長並びに局長がいろ／＼申し上げました通りに、今後地方の財政をいかに運用して行くかということにかかつて参りました。その運用の仕方によつては、地方で国民負担を増加せずに、地方の財政をやつて行ける方法が講ぜられますならば、中央で六十三億の減税ということとは、自然に減税になることになりま

すから、今後の地方財政のやり方いかんによつて、あるいはお説のようなことが出て来るかもしれないけれども、ただいまはそれは関連は持つていないと思います。

○床次委員　地方の財政の運用いかんによりましては、それほど負担増加にならずに、済むのかもしれないというお考えのようでありますが、今日の地方財政におきましては、はたして国民の負担を増加させずして、現在の地方の需要をまかなえるようなよい手があるかどうか。かかる案案はなか／＼ないのではないかと思ひます。この点は、先ほどから委員長、局長がお話になつておりますがごとく、結局おちつきますところは、あるいは法定外、あるいは標準以上の財源に求める、あるいは事業を繰延べる、寄付金をとるという形に入るのではないか、それ以外にどうしても出さなければならぬ支出をやめるといふ道はないのではないかと思ひます。この点が、結局国民の負担の増加になるのではないかと私がお尋ねしたことでありまして、それに対しまして、なおかかる国民負担の増加というものがなし得ないどころか、あるのだという、何か大臣はよいお考えがありますかどうか、重ねてそれをお聞きしたい。現在の地方財政の狀態から見て参りますと、なかなかほかによい財源はない。しかし地方の実情から申しますと、事業はやらざるを得ない。これは繰延べるわけに行かないというのが、大部分であらうと思うのであります。節約できるものがありましたならば、当然これは節約するものと思ひます。飲食費あるいはむだな旅費というものが

ありましたならば、当然これは節約すべきものであらうと思いますが、これは限界に達しておる。これから先はやりたい仕事をやるか、繰延ばすか、あるいはその他から財源をとり、結局住民の負担にまっよりはかかないのではないかと思うのでありますが、この地方の実態に対する御認識を私ども承りたい。そのため、当初からい／＼御質問申し上げたのでありますが、やはり本年度においてあるいは負担増になり、来年において負担増になるかもしれない、時間的のずれはあるかもしれない、いずれにいたしましても負担の増加になることは、明らかであると思うのであります。その点は大臣もお認めになることと信ずるのでありますが、いかがなものでしょうか。

○岡野国務大臣　お答え申し上げます。ただいま国民一般が税負担に非常に苦しんでおることは、私も承知しております。同時に地方公共団体がやらなければならぬ仕事、たくさんあることは認める次第でございます。でありますから、先ほどもい／＼八十三億の必要に対して三十五億しか出なかつた、そのあとをどうするかということについて、い／＼地方財政委員会が考えておられることもありまして、うが、われ／＼といたしましては、できるだけことし四百億増税したばかりでございますから、地方税の増税もしくは増収というようなことはからしないで、與えられた千九百八億をできるだけ既定の方針通りに徴税を強化して、収入をとつて行くということ、それから一般に言われておりますような冗費があれば、その冗費を節約していただいて、そうして地方公共団体の

仕事のできて行きますように、財政委員会の努力をしていただきたい、これが私どもの念願でございます。

○床次委員 この機会に重ねて伺いたいと思いますが、明年度に對しますところの地方財政の見通しと申しますか、あるいは編成に關しまして、大臣といましてははいかようにお考えになつておられますか承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 まだ地方財政委員会からその詳細については承つておりませんが、明年度に對しても相当増収の点、また政府に對する起債のわく、もしくは平衡交付金の増額というふうなことに對して、要求をせられるというふうな心組んでおられるように承つておりますが、それはまだ私自身の考慮の範圍に入つていない問題でありますから、ただいまはお答えできません。

○前尾委員長 門司亮君。

○門司委員 きようは公務員法のことをあとにしまして、一応財政關係だけを聞いておきたいと思ひます。さらに大蔵大臣がお見えになりましたから、十分お聞きをしたいと思ひますのでありますが、さしあたり財政委員会に聞いておきたいと思ひますことは、先ほど大塚田君並びに床次君の質問で、大体われ／＼も様相はつきりして参つたのでありますが、この機会にもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、地方の財政が非常に窮乏しておるといふことは、今お話の通りであると思ひます。そこで問題になりますのは、平衡交付金の問題も、非常に大きな問題に間違ひございませんが、地方の要求といひましては、大体起債のわくをもう少し広げてもらいたいという要求

がかなり強かつた。地方財政委員会におきまして、この点は十分認められておりました、その上で大体の所要額というものが、知事會議あるいは地方財政委員會の今日までの審議の狀態を、われ／＼がはたから見えておると、大体その数字は二百億内外といふものを、どうしても地方起債にまたなければ、とうてい切り抜けることができないといふふうなことが出ておるのであります。この地方起債に對する見通しはどういうふうになつておりますか。

○野村政府委員 ただいまの御質問の通り、私も地方の事業は戦争中または戦争後非常に圧縮せられて、地方は幾多なすべきこと、またなさればならぬことがあるにもかかわらず、ないで、そのまま放置してあるのは事實であります。従つて、地方の發展をはかる上においては、地方の事業をできるだけ多く進めたいというところを考へております。それには地方がまだ財政的に十分なる財源を有しておりません。従つて地方債にまたねばならぬと思ひます。地方からの要望も非常にたくさんあります。できるだけこの要望にかなうように努めたいと思ひますけれども、三百億の地方債のわくではとうていまかないきれないのであります。従つて私どもとしてはこのわくの拡張というものを、政府にも要望すると同時に、司令部の方にも要望しておきますが、なか／＼やかましくてわれ／＼の要望が容易にいれられない実情であります。今年度において、どうしても百九十億ぐらいの地方債のわくの拡張を、補正予算において考へてもらいたい、また明年度はさら

に三百億ぐらいのわくの拡張を必要とするのじやないかといふことを考へておりました、政府の方にこれを要望しておりました。なか／＼政府及びその他の方面にも、われ／＼の要望がいられないような実情にあることを、私も非常に遺憾に思つております。しかしこれはできるだけわくの拡張に努めて地方の要望に沿ひたい、かように考へております。

○門司委員 この問題は、今財政委員会の方からの御答弁によりまして、必要なことは認めるが、しかし実現されておらないのでこれに對しては努力をするというお話でありましたが、今までのこの問題について自治庁としての岡野さんの方から、政府にどうか、むしろ大蔵省に向つて何か交渉されたことがあるかどうか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。その点につきましては政府に、財政委員長の委託を受けて申入れをして折衝している最中でございます。

○門司委員 今折衝している最中という話でありましたが、私のお聞きしておきたいと思ひますことはこれの見通しであります。これがもしいれられないといふことになつて参りますと、先ほどの質問で明らかになつて来ておりますように、地方財政平衡交付金が、ごくわずかばかりふえて参りまして、これでは地方財政というものは實際上の問題としてどうにもならないのじやないか。この平衡交付金の問題も非常に大きな問題であります。同時に自治体を運営いたしますには、こうした緊急やむを得ざる事業面の仕事というものが、非常に問題になつて来

るのであります。従つてこの問題の見通しについて大蔵省がどういう態度と、それから現在までの交渉の過程において、大蔵省の意見といふものをもつて御発表ができませんなら、この際ひとつわれ／＼の委員會であります。さほどに、隠し立てをしないで、大蔵省の意見を御発表していただきたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。大蔵省もそれに対して非常に同情をもつて臨んでやつておりますが、ただ問題は大きな金の金融政策の上から、起債額といふものに非常に制約を受けてまして、その制約を受けている關係方面との了解がつかないという実情でございます。これを申し上げたい。

○門司委員 この問題は今の大臣の御答弁のようでは、私もこの機会にそのまゝこれをがすわけには行かないと思ひます。考へておるのであります。いづれ大蔵大臣がお見えになりましたら、大蔵大臣なり當局によつてこの問題は聞きだしまして、そして実現ができれば、われ／＼も努力したいと思ひますが、問題はさういふ起債をどうしてきかない、あるいは失業対策の費用等が、政府から出て参りますものに必然的に加つて参ります地方の出費といふもののまかないができない。公共事業費も同じような形をとつておる。そのほか厚生省關係のいろいろ事業が附随して来る。これらの事業の面が行われたいといふことになつて参りますと、われ／＼が非常に不安に考へておりますのは、ごくわずかなものではあります。給與改善あるいは年末手当の問題のために、多少なりとも政府が出し

ております平衡交付金の額が、その方に往々にしてまわらないといふようなことができないかといふことを、われ／＼は非常に危惧しておるのであります。従つてこの問題は地方財政を解決しようとするならば、どうしても補正予算の中に同時にこれを解決しておかないと、地方の自治体は實際の運用上の問題で困る問題が、必ず起きて来ると思ひますが、政府当局としてはこれを同時に解決するといふ御意思があるかどうかといふことをお尋ねします。

○前尾委員長 ちよつと速記をとめて。

○門司委員 問題はそこに一つのまた新しい財政の計画の問題が出て来ると思ひます。考へられますが、大体二百十五億と考へられます起債が、認可できないといふことになつて参りますと、地方財政委員會が考へており、また知事會議等でもいろいろ考へております約三百九十億になります今日の財源の不足であります。この中で二百十五億あるいは十六億になります。この必要の起債額、さらに先ほどの御説明にありましたように、八十八億ぐらいのものが必要だと言つておりましたが、八十三億の平衡交付金を要求したものに對して、三十五億しかもらつておらない。そのうち三十三億と、この両方を合算すると、大体二百六十三億といふような大きな不足額が、ここに生じて来るわけでありまして、その上に先ほどから説明にありますが、何とかするといふ

お話であります、七十億のものが何らかの形で徴収されなければならぬ、というふうな事態が出て参ります、この上にもう七十億の不足が当然出て来るわけであり、そうなつて参りますと、地方財政というものは、まづた破壊する以外に方法がなくなると考えられる、こういうふうになつて来ることをわれ／＼は非常に心配して居るのであります。

従つてもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、この配付された平衡交付金の返還であります。これが十二月十五日までに、今まで仮拂いをしたものの、よけいにやつた分だけを返せという事になつておると思ひますが、これの見通しは一体どうなつておるか。それから同時に、これの返還について、單に十二月十五日に返せといふことだけでなく、もし返さなかつた場合は、何らかの処置をおとりになるお考えであるかどうか、その点をあわせて聞いておきたいと思ひます。

○萩田説明員 御承知のように、すでに本年度の平衡交付金を概算拂いで約半額以上のものを放出しております。ところが本年度の平衡交付金の最終決定は、大体一月ごろにいたしたいと考えておりますが、それも待てませんので、最近十月の末でありましたか、仮決定をいたしまして、一応一般交付金の方九百億を配付したわけであり、ますが、その額と、すでに概算交付いたしてあります現金の交付額、それとの間に超過額のあるものは、年度内に返していただくことにいたしました。その半額を十二月十五日までに、返していただきたいといふことを言つておるわけであり、そういう返さなければならぬといふところは、りくつか申しますれば、一般に地方税がふえたのでありまして、当然それだけの財政上の余力があつて返せるものであるといふことがいえるわけであり、ますが、何分にもすでに交付されたものは、あてにして使つてしまつたというふうなこともありまして、なか／＼返すにいくといふのであります、それが、それにつきましても、地方税の徴収等が進行いたしますれば、それによりまして現金上のゆとりも出ると考えられますので、一応半分の十二月中に返してまいりたい、そういたしませんと他の追加交付しなければならぬところにまづ金がないわけでございます、これはぜひとも願ひたいと思ひます、この点でございますが、今のところこちらから特別にそれを返すのについて措置を講じておりませんが、その点につきましても、なお今回の増加分をふくましまして、正式に特別交付金の額も決定いたしまして、ほんとうに本年度におきまして、ぎり／＼一ぱい返さなければならぬ額といふものを出しまして、あとの半分を返すことになるのであります、そのときまでに何らかの措置を講じて、必ず返していただくようにいたしたいと考えております。

ばならないようなところは、りくつか申しますれば、一般に地方税がふえたのでありまして、当然それだけの財政上の余力があつて返せるものであるといふことがいえるわけであり、ますが、何分にもすでに交付されたものは、あてにして使つてしまつたというふうなこともありまして、なか／＼返すにいくといふのであります、それが、それにつきましても、地方税の徴収等が進行いたしますれば、それによりまして現金上のゆとりも出ると考えられますので、一応半分の十二月中に返してまいりたい、そういたしませんと他の追加交付しなければならぬところにまづ金がないわけでございます、これはぜひとも願ひたいと思ひます、この点でございますが、今のところこちらから特別にそれを返すのについて措置を講じておりませんが、その点につきましても、なお今回の増加分をふくましまして、正式に特別交付金の額も決定いたしまして、ほんとうに本年度におきまして、ぎり／＼一ぱい返さなければならぬ額といふものを出しまして、あとの半分を返すことになるのであります、そのときまでに何らかの措置を講じて、必ず返していただくようにいたしたいと考えております。

○門司委員 今の御答弁により、まず、徴収がふえておるからといふことであります、それはまづたその通りであります、平衡交付金の法律の建前から行きますと、その通りで、私はいふと思ひますが、先ほどの御答弁にありまふように、実際の徴収は政府の予期しただけ私行は行われておらないと考へます。大体都道府県におき

ましても、市町村におきましても、現在の徴収は六〇％ないし六五％行つておればよい方でありまして、こういう状態では、政府の方では徴収がふえておるから返していいといふことに、一応の理論は成立つかもせませんが、實際上の問題としては、これはできない相談だと私は考へる。これは地方税を審議いたしますときから、すでにわれわれが指摘しておつた点であります、増徴をするといふことは、單に机の上だけの増徴で、できるものではございません。おの／＼の担税能力に応じたものでなければならぬといふことになつておりますので、今日の国民の窮乏した生活状態から申しますと、どういふ私は政府の考へておるような徴収は見込みはない。もし現在のような状態で、六〇％ないし六五％しか徴収がでないといふことが、事実となつて現われて参りますと、その返還すべき金というものは、私は當然返さない、返さないといふよりも、返さないといふことが、實際の問題として起つて来る。そういたしますと、先ほどの御答弁のように、何らかの処置としていふ／＼決定した場合に、これを考へられるといふようなことになると思ひますが、われ／＼が懸念いたしておりますのは、おそらくこの金が差引かれて、これがあつたといふ／＼の精算のときに考へられるのではないかと考へる。そうなつて参りますと、地方財政というものは非常に困つたことになつて、帳面の上だけでは十分財政計画が成立つておつても、實際は成立たないといふ実情と、この問題とがからんで参ります、實際返還することは困

難な状態ができて来る、こういうふうな私に考へるのではありません。ところが半面においては、先ほどから御答弁のありましたように、七十億のいまだはつきりしないものがある。そこでこの七十億も何らかの形で、やはり穴埋めをせなければならぬといふことになつて参りますと、政府としてはどうしてもこの返還すべきものだけは取上げなければ、つじつまがよけいに合わないとなつて来るといふような事態を、必ず引起して参ると思ひます、この点に対しては念のため、もう一度お聞きしておきたいと思ひます、返還については特別の処置といふものは、とれないのであるかどうかといふこと。最後にもう一つ、確定をいたしました場合に、現在返還を要求いたしておる額よりも、確定額が越えた場合には、この返還すべきものを差引いて、残りだけを支給されるというふうなお考へになつておるかどう

○萩田説明員 返還につきましても、特にこちらからこれ／＼の具体的な措置をするから、これによつて返してくれといふようなところまで考へておりません。返しやすいうちに、いろいろ考へすべき点は考へたいと思ひますが、返すについては必ずこれだけのことをするのだといふようなことまでは、今考へておりません。

○門司委員 それから第二の御質問の、もちろん最終決定がありまして、現在の仮決定額よりも上まわる場合には、それだけ返還額が少くなるのであります、それよりも、もちろんそういうところは返していただく必要がなくなるのであります。

聞きたいと思ふことではあります、もう一応地方財政委員会に確認の意味でお聞きしておきたいと思ひます、これは、地方財政委員会が約三十億の要求をいたしておりますときに、自治庁のこの要求に対して、政府は三十五億くらいしか、實際は平衡交付金を予算の上に見ておらない。この中にはむろん先ほど御説明のありました「節約ができるかどうか」かわかりませんが、とにかく四十億といふものを、地方の既定予算の中から、節約してもらいたいといふ一つの希望意見があると思ひます。この問題は非常に重要な問題でありまして、四十億は当然地方がこれを節約すべきであるといふことを決定づけることが、一体できるかどうかといふことではあります。この問題は個々の自治体について、非常に問題を起すことでありまして、あるいは指摘されておりますように、私は必ずしも充實はないといひませんが、その度合いといふものは非常に違ふと思ひます。かなりまじめ——という言葉を使つてどうかと思ひますが、ただまじめといふわけではありませんが、かなり忠実に地方住民の要望にこたえて、節約できるだけは節約して、そうしてほんとうにまじめにやつております自治体と、比較的そうでないといふ自治体とが同じように取扱われて、ここに書いてありますように、一律に百分の五だけを節約させるのだといふような数字が出て参りますと、地方の公共団体では、おの／＼これについての意見といふものは相当あると思ひます。従つてこの四十億の経費の節約といふことは、一方的なもの考へ方であつて、これを地方の自治体にし

ということ、あるいはこの際は困難ではないかというように、われ／＼は考へておる。ことに本年度はすでに半ば以上を年度として経過してしまつたので、これを五割節約するということになると、一年の集計から行きますと、今後支出すべきものを、約一割くらい節約しなければならぬということになつて来ると思ふ。従つて来年度の予算編成の際には、こういう意見は私は一応通るかと思ひますが、本年度中途における修正予算の面において、これを要求するということは、地方の公共団体に対しては、かなり苛酷なもの、見方ではないかというやうなことが、実は考へられるのであります。従つて財政委員会のお話のように、実際百三十億のものが、その中から四十億だけはひとつ差引くのだというやうなものの考へ方については、私はもう少し突は考慮してもらいたい。そうしないと、地方の自治体の下半期の財政は、より以上困難なものが出来来るというやうに考へられるのであります。そういうことを、勘案して参りますと、地方財政の面では、ほんとうに財政の必要額というものは、約三百七、八十億になるように大体数字は出て参ると思ひますが、私は先ほどから申し上げておきますように、そういうやうな意見を持つておられますが、もし地方財政委員会の意見を、そのまま取入れるとしたとしても、四十八億の平衡交付金の不足額、それから起債を要求されておられます二百十五億と、さらに七十億があるものであります。これを別といたしましても、大体総額で二百十五億と四十八億とで二百六十三億になります。この二百六十三億だけは、この際地方財政として不足だということを、はつきり申し上げておさしつかへがないかどうかというところであります。この点は修正予算について大蔵省と話をいたしまする場合、きつめて重要な点でありますので、今まで議論されたものは平衡交付金だけの問題であります。一体この起債の問題を入れて、地方財政の本年度の不足額というものは、先ほど申し上げました二百六十三億と考へていいか悪いかということでありま。

と、現在三百七十億の起債のわくの中に、自治庁が計算いたしておられます。割当のほかに、大体二百十億の金があるのではないかと、実は考へておられるわけでありま。今の説明のやうに、この中に七十億が入つておるといふことになると、数字が全然違つて来るやうになります。二百十億の中に七十億が一体ほんとうに入つておるかどうかということでありま。

○萩田説明員 われ／＼の出してゐる数字は、七十億が入つておる額でございます。つまり臨時経費として上げておられます二百五十億くらいの中に、九十二億は既定の分と考へております。つまり修正予算以前、一般予算成立後ふえた額が九十二億、このうちすでに七十億のものは一応わくだけになつておられますから、この二百億の中には七十億は含んでおる計算になつておられます。

○門司委員 どうもその点が私には突はつきりしないのです。これは大蔵省に聞いた方がいゝかもしれませんが、もし七十億がこの中に入つておるといふことになりまると、実際上の問題として、今まで数字をあげておられますものは、これはすでに七十億だけは、この中で仕事をしておるといふふうに解釈してさしつかへございませうか。

○萩田説明員 大体さうであります。七十億程度は地方団体では當てにしておる、計算の中に入れておる数字でございます。

○立花委員 實は、きようは地方公務員法案を審議するはずだったのですが、審議の内容が地方財政の方になつて、私非常にいいことだと思ひます。しかもその結論が非常に出てく、むしろ政府の内部の中にも、意見の相違がある、地方財政に対する見通しが何らできてないということが、大体わかつたのです。だからこそ今地方公務員法をやることは、非常に不適当だと思ふ。少くともその問題が完全に解決され、あるいは解決される見通しがあつて、初めて地方公務員法を審議すべきであつて、こういう状態のもとでは、地方公務員法は審議するべきではないという結論が出たことについて、委員長に確認しておいていただきたいと思ひます。その問題について、岡野さんほどのやうにお考えですか。

と、現在三百七十億の起債のわくの中に、自治庁が計算いたしておられます。割当のほかに、大体二百十億の金があるのではないかと、実は考へておられるわけでありま。今の説明のやうに、この中に七十億が入つておるといふことになると、数字が全然違つて来るやうになります。二百十億の中に七十億が一体ほんとうに入つておるかどうかということでありま。

○萩田説明員 われ／＼の出してゐる数字は、七十億が入つておる額でございます。つまり臨時経費として上げておられます二百五十億くらいの中に、九十二億は既定の分と考へております。つまり修正予算以前、一般予算成立後ふえた額が九十二億、このうちすでに七十億のものは一応わくだけになつておられますから、この二百億の中には七十億は含んでおる計算になつておられます。

○門司委員 どうもその点が私には突はつきりしないのです。これは大蔵省に聞いた方がいゝかもしれませんが、もし七十億がこの中に入つておるといふことになりまると、実際上の問題として、今まで数字をあげておられますものは、これはすでに七十億だけは、この中で仕事をしておるといふふうに解釈してさしつかへございませうか。

○萩田説明員 大体さうであります。七十億程度は地方団体では當てにしておる、計算の中に入れておる数字でございます。

○立花委員 實は、きようは地方公務員法案を審議するはずだったのですが、審議の内容が地方財政の方になつて、私非常にいいことだと思ひます。しかもその結論が非常に出てく、むしろ政府の内部の中にも、意見の相違がある、地方財政に対する見通しが何らできてないということが、大体わかつたのです。だからこそ今地方公務員法をやることは、非常に不適当だと思ふ。少くともその問題が完全に解決され、あるいは解決される見通しがあつて、初めて地方公務員法を審議すべきであつて、こういう状態のもとでは、地方公務員法は審議するべきではないという結論が出たことについて、委員長に確認しておいていただきたいと思ひます。その問題について、岡野さんほどのやうにお考えですか。

てしまつておるわけですが、具体的に申しまして、今後事務費において四十億の冗費の節約といわれておりますが、これで五割おけずりになる。そういういたしますと、当然人件費に対してはその節約が強制されるわけでありまして、行政整理あるいは給與の質的の切下げが起ると思ひますが、これに対してはいせん申し上げましたやうに、完全に労働三法の適用を除外することを内容とした地方公務員法が成立いたしましたならば、これの救済の道はほとんどないわけですが、あるいははいせんから御討論になつておられますやうに、地方財政委員会から八十三億の要求をなすつておられますのに、三十五億の措置しかされてないということから申しまして、当然ベース・アップの問題、あるいは年末手当の問題が実現されない状態になる。こうなりますと、年の瀬を控えて地方公務員の日常生活は、非常に窮乏に陥つておることは明らかであります。これに對しまして、もし地方公務員法だけが成立いたしましたならば、これに對する救済の道は何ら開かれない、そういう状態が今まで審議されました地方財政の問題から、具体的にすぐ目の前に起つて来る問題であります。そういうことを何ら解決する見通しもなしに、地方公務員法を審議するといふことは、私は非常に不適当だと思ひます。そういう岡野さんの比喩的御答弁でなしに、實際目の前に迫つております行政整理の問題、あるいはベース・アップ、年末手当の問題を具体的に、どういふやうにお考へになつておられますか。八十三億に對して三十五億しか出ない場合にはどういふやうにベース・アップ、年末

てしまつておるわけですが、具体的に申しまして、今後事務費において四十億の冗費の節約といわれておりますが、これで五割おけずりになる。そういういたしますと、当然人件費に対してはその節約が強制されるわけでありまして、行政整理あるいは給與の質的の切下げが起ると思ひますが、これに対してはいせん申し上げましたやうに、完全に労働三法の適用を除外することを内容とした地方公務員法が成立いたしましたならば、これの救済の道はほとんどないわけですが、あるいははいせんから御討論になつておられますやうに、地方財政委員会から八十三億の要求をなすつておられますのに、三十五億の措置しかされてないということから申しまして、当然ベース・アップの問題、あるいは年末手当の問題が実現されない状態になる。こうなりますと、年の瀬を控えて地方公務員の日常生活は、非常に窮乏に陥つておることは明らかであります。これに對しまして、もし地方公務員法だけが成立いたしましたならば、これに對する救済の道は何ら開かれない、そういう状態が今まで審議されました地方財政の問題から、具体的にすぐ目の前に起つて来る問題であります。そういうことを何ら解決する見通しもなしに、地方公務員法を審議するといふことは、私は非常に不適当だと思ひます。そういう岡野さんの比喩的御答弁でなしに、實際目の前に迫つております行政整理の問題、あるいはベース・アップ、年末手当の問題を具体的に、どういふやうにお考へになつておられますか。八十三億に對して三十五億しか出ない場合にはどういふやうにベース・アップ、年末

手当の問題を具体的に解決しようとしておるのか、これをひとつお聞かせ願いたい。

○岡野国務大臣 この財政の方は、先ほども申し上げましたように、地方財政委員会の担当でございますから、地方財政委員会の方の意見を御聴取願いたいと思ひます。それから地方公務員法を出すことは、何か労働者を虐待するとか何とかいうような御説に承りましたが、もし間違つていたならば、また御質問をお伺いすることにいたします。しかし地方公務員法をひとつよくお読みくだされば、いかに地方公務員の利益福祉を尊重して、身分を確保してやろうかということに、立案の基礎を持つておるのでありますから、よくこの内容をお調べの上で御質問を願いたいと思ひます。

○立花委員 財政委員会の方から、給與問題はどうか、三十五億でどういう対策がありますか。

○野村政府委員 財政委員会といたしましては、先ほど申し上げましたように、政府を通じて国会に意見書を提出しております。この意見書に基いて国会において公正なる御判断をお願いいたします。

○立花委員 そうすると責任は国会に転嫁されたわけでありませう。お聞きいたしますと、意見書はきのう出したのでありますね。それから岡野さんにお聞きいたしますが、三十五億と決定したのはいつでございますか。

○岡野国務大臣 三十五億の決定は一日でございます。

○立花委員 そういたしますと、三十五億と定めたあとで、地方財政委員会の三十五億ではない、八十三億

出せという意見書が出て参つておる。しかもそれが政府を通じて国会に出ておる。いま委員長が言われたように、国会で決定してくれということでございますが、これは非常に重要な問題で、委員会としては全責任を持つて、この問題を処理しなければいけないと思ひます。この問題につきまして幸い塚田さん——退席されましたが、塚田さんが大休委員長の説明をお聞きになつて了承されたようでございますが、どうでございますか。きょうでも本委員会の結論として、地方財政委員会のお出しになつた、——私どもは意見書は受取つておりませんが、内容は聞いております。それをひとつ委員会として、満場一致で了承するという形をとるべきではないかと思ひます。幸い塚田さんは実質的に自由党の方の代弁者だと思ひます。その方が了承されたとおつしやいましたので、與党の方はこれで了承されたことになりませうが、野党側としては私は文句はないと思ひます。(文句はあるぞ)と呼ぶ者あり。文句があれば言つていただきたいと思ひますが、私は文句はないだらうと思ひますので、この際委員会では責任を持つて決定すべき問題であると思つておりますが、もし内容がわからなかつたところならば、委員会はそういう方法でこの意見書を委員会として取上ぐべきではないかと思ひますので、そういう態度で責任を持つてこの地方財政委員会の意見書を御決定願いたい。さいぜん申し上げましたように、政府が三十五億と決定した。一日決定して、きのう地方財政委員会からわれ／＼委員会に對しまして、その意見書が出ておるのでありますから、

この扱いは私の申しましたような方法で、御決定願いたいと思ひますが、委員長はどういうお考えですか。

○前尾委員長 意見書の取扱については別個に考へております。全然この問題とは別個に取扱ひます。混同されたら困ります。これは地財の意見書でございます。

○立花委員 地財の意見書は、どういふ見地から別個に取扱ひなければならぬのでありますか。最初に申し上げましたように、きょうは地方公務員法の審議なのであります。そうではございませんか。

○前尾委員長 そうです。

○立花委員 それに對しまして問題の焦点は、おのずから地方財政の方へ参つておる。地方財政については、地方財政委員会が責任を持つて、財政委員としての責任ある意見書をお出しになつた。これに對して、やはり国会があるいは私どもの委員会が結論を下しますことは、地方公務員法の審議と密接不可分の関係があり、むしろ根本的な問題じやないかと思ひます。これはおのずから別個の問題とか、別個に扱ふということとは、私委員会の現在の空気がいたしましては不適当であり、また問題の性質から見まして不適当であると思ひます。どういふ建前でこ

れは別個か、形式上の別個でなしに、本質的に問題の性質上これは不可分だと思ひますが、委員長の御見解を承りたいと思ひます。

○前尾委員長 形式的に違ふことは、はつきりおわかりのようです。實質的に関連がありましては、関連あるものとして、いろ／＼御質疑願つてもけっこうです。

○門司委員 立花君の意見ですが、私一応もつともだと思ひます。ただこれが国会及び政府に御提案が出ておるといたしますならば、いずれこちらに出て来ると思ひます。従つてその際十分これを審議し取上げるべきだと思ひますが、私が先ほどから申し上げておりますように、今までの財政委員会の御答弁は、そのまゝわれ／＼は承服するわけには参りません。それは先ほど私が指摘いたしました経費約七百九十億ばかりの中の冗費を、一率に五割と見て、四十億の節約が強制されるような形を示しておるのであります。

これは先ほどから申し上げておりますように、来年度の予算には、こういうことが一応考慮されてしかるべきだと思ひますが、年度半ばにおいて今四十億の節約を、地方の公共団体にしろということとは、かなり私はむりがあると思ひます。それと同時に、これも申し上げましたように、非常に忠実にやつておきますところと、比較的そうでないところの不公平も出て参りますので、われ／＼は地方財政委員会が増額を要求しておるとすれば、その点だけを、私は今日までの地方財政委員会の答弁の内容においては、そのまゝのみにするわけには参りません。

いづれ案が出て参りましたならば、もう少しその点を検討して、われ／＼の態度を決定して行くべきだと考えております。これをひとつ申し上げておきます。

○大泉委員 ただいまの委員長のお言葉で私は十分だろ／＼と思ひますが、私どもの考えは、先ほど塚田委員から財政上の問題でつづ込んだ御質問があり

ましたけれども、これは答弁される方も、あるいは質問される方もそのつもりでありませうけれども、これは政府部内の一の意思を確めるといふことであつて、政府の一部において違つた意見があるうとも、国会がそれに盲従しなければならぬといふことではありませぬので、政府は、関係方面に対する一つの折衝とか、あるいは要望とかいふことは、国会の立場と違つた責任のある政府としてやられるけれども、国会は国会としての立場からやるべきであつて、それを承認するとか、あるいはこれで結論づけられたとかいふ問題じやないかと思ひます。

この点はこの委員会と、財政委員会とは立場を異にしておるといふことを明確にしておいていただきたいと思ひます。

○立花委員 大泉君の意見はあります。私も、私どももいたしましては、地方財政委員会がきのう意見書をお出しになりました。これは必ずしも私は偶然じやないと思ひます。特に地方財政委員会でも、この委員会が地方公務員法が審議されているというところは先刻承知だと思ひます。しかも政府が三十五億と決定した翌日に、国会へお出しになつておるといふことは、まさに地方財政委員会が重要な意味を持つて、私どもにもこの意見書をお出しになつておると思ひます。従つて私どもとしても十分その気持を持つて審議しなければいけない。しかもさいぜんから申し上げましたように、本質的にこの問題は地方公務員法と連なつておりますので、私どもはこの地方財政委員会の意見書が何らかの形で十分審議され、何らかの形の結

論を得るまでは、地方公務員法を決定することはできないということを明言しておきます。

それからもう一つ、さいぜんから非常に問題になっております地方財政の問題でございしますが、地方財政の一番の問題は、やはり地方税だと思えます。税がとれないということ、これが一番問題だと思えます。しかも税がとれなくなつて来たことを、最大の原因としたしまして、これは地方財政委員会の委員長自身がおつしやられましたように、シャープ勧告実施以前に、地方の財政的な危機がさかのぼるかもしれないということをはつきり言っておられます。このことは私非常に重要だと思ふ。何となれば、この部屋で、この委員会で数箇月前に地方税法を審議した。しかもその際には塚田君自身が自由党を代表されて、賛成の演説をなされておる。この地方税法が通れば、まことに地方の財政は確立するのだ、地方自治は促進されるのだということをおつしやつた。ところが、それから数箇月しかたない今日、地方財政の責任者である地方財政委員長が、今のままで行けば地方財政が破綻して、シャープ税制実施以前にさかのぼるかもしれないというようなことを発言されておる。これは私まことに重大な問題だと思ふ。この点につきまして委員長はどうかお考えになつてゐるか、私どももいたしましては、委員会は重大な責任をとらなければいけないと思ひますし、特に興党の方には重大な責任を感じていただかなければならない。特に岡野国務大臣も、絶対にこの税法を通していただきたい。これは最上の世界無比の税法であつて、これを通さなければ日

本の自治は救われない。これが通れば日本の自治は完全に行くのだということをおつしやつたのだ。そういう意味で、岡野大臣の御意見もひとつ十分承らしていただきたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。情勢の変化さえなければ、当時は最善の案でございしました。

○前尾委員長 立花君、討論ではないのですから、政府に対する質疑をどうぞん継続してください。

○立花委員 だから、これは政府の意見を聞いてゐるのです。

○前尾委員長 意見にわたりますから、質疑してください。

○立花委員 きようは一般質問の最初の日でございまして、そういう根本的のことを承つておきませんと、私どももこれからの具体的審議に入ることはできないと思ふ。せつかく大臣がおいでになるから、大臣はあまり出て来られませんが、きようはおいでになつておきますし、地方財政委員会の委員長もきよう初めて出て来られましたので、そういう初めな方がおいでになつておられますところで、あまり末梢的なことをお聞きするのも失礼でありますから、こういう根本的な問題を、はつきりお尋ねしておきたいと思ひます。

○前尾委員長 政府なり地財委に対しての質疑をされることはけっこうです。すから、それを継続していただきた

○立花委員 だからこの問題はさういふ言ひましたように、数箇月前にこの委員会でも、そのときの委員長もあなただつたわけですが、そういう建前で

お通しになつた税法が、にっちもさつちも行かなくなつて、このままで行つ

たら地方財政が破綻する。この間地方の知事の代表が参りまして、茨城県のと知事と神奈川県の知事が代表として来られました。一月からは給料も拂えない。地方の仕事もできないということ

を言つてゐるわけですね。こういう事態になることが数箇月前には予想されず、この委員会でも、日本一りつばな税法で、この税法が通れば、地方自治は確立するのだという言ひを言つたときの委員長はあなただ。だから、私はこの事態をいかにごらんになるかということをはつきりお聞きしておきたい。

○前尾委員長 委員長は皆さんの御意思に従つてやつてゐるのであつて、委員長としていろいろ意見を述べるわけじゃないから、答弁の限りじゃないと思ひます。

○久保田委員 立花君はこの委員長として、地財委の委員長の答弁を要求してゐるのじゃないか。

○前尾委員長 そうじゃないのです。私事実に基いて申し上げたいと思ふのですが、こういう状態の中で、委員長とされても答弁できないのは当然だと思ふ。そういう事態を委員長が良心的にお考えくださったならば、必ずしも言葉の上で答弁をいたさなくても、こういう事態を生じた責任はどこにあるのか。おれは委員長で、政府筋とは関係がないのだから、責任はないのだという態度で済まな

し、いふと良心的に事態の発展を、はつきり御認識願ひたい。これは答弁を要求しません。御認識願ひたいということだけを願ひしておきます。

それから久保田さんからこつちの委員長じやなしに、そつちの委員長の答

を願つたらどうかという御意見があるのですが、私もさういふつもりでおりました。(笑)地財委員長はこの事態に対してどういふふうにお考えになつておるか、御答弁を願ひたい。

○藤田委員 立花君から真剣な、近來にない名論卓説をお述べになつての御質問でございしますが、実は一時から重要な施政方針演説に対する質疑があり、わが党代表も先陣を承つておりまして、ぜひともこれは委員会を中止して、ぜひともこれは委員会を中止して、委員長の裁断によりまして、暫時休憩していただきたい。まことに立花君には恐縮でございしますが、暫時鋭鋒を収めたいただきたいと思ひます。

○立花委員 では私は次の機会に続行することを条件といたしまして、せつかくの藤田君の発言でございしますから、これでやめたいと思ひます。

一つだけ議事進行の点につきまして申し上げたいのは、実は岡野さんにとりだきました提案趣旨説明の中で、近く地方行政調査委員会から、地方の行政機構の問題についての重大な報告があるという文句がございします。ところが私どもどういふ報告かわかりません。岡野さん一人御存じのようらしいのでございしますが、ひとつ明日地方行政調査委員会の方を呼んでいただきまして、どういふ報告の内容なのかというところをお聞かせ願ひたい。聞くところによりまして、政府は非常にポルがすきらしゆらございまして、また最近ポルをお出しになつて、来年の地方議員の選挙に間に合いますように、地方の議員を二分の一に減らすという計画があるやうでございしますが、こういうポルをお出しになるつもりがあるの

かどうか。その案が実は地方行政調査委員会から出ておるやうでございしますが、こういう内容も含めての報告案なのかどうか、具体的に聞きたいと思ひますので、もしその点で岡野さん何かお聞きでございしたら、承らせていただきたいと思います。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。地方行政調査委員会の報告はまだ出ておりません。あれは地方公共団体の事務の再配分という趣旨にいたした研究をして、その報告を出すことになつております。でございしますから、あの報告が出れば地方公共団体の事務、すなわち今まで国の出先機関が国の委託によつてやつておつた仕事

が、各地方自治団体の固有の仕事になるというやうな方針で、研究を進めておられるやうでございしますけれども、私はまだ内容もよく承知しておりませんし、どういふ報告を出されるのかもわかりません。しかし報告がもしその方向で出るとしますれば、政府としても国会としても、やはりそれに相当の検討を加えて、実施するようにしなければならぬと思ひます。しかし電力再編成でポルが出たから、何もかもわれわれはポルによつて出すのだという御想像は、私は当らぬと思ひます。昨日も申し上げましたように、ポルはできただけ避けます。ことに地方公務員法はポルでは出しません。これは断言いたします。

○前尾委員長 それでは午後には本会議が三時半までに終了いたしました場合には、再開することとしまして、暫時休憩いたします。

午後一時四分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕